独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所図書館と国立大学法人一橋大学経済研究所資料室 の相互利用に関する覚書

独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所図書館(以下「甲」という。)と国立大学法人一橋大学経済研究所資料室(以下「乙」という。)は、次の事項により覚書を締結する。

## 1. 目的

甲及び乙は、所蔵する資料について相互利用を行うことにより、相互の学術研究等の活動の支援に寄与することを目的とする。

### 2. 利用者の範囲

この覚書が対象とする利用者は、甲の機関に所属する構成員(職員及び開発スクール研修生)とし、その具体的な対象範囲の詳細は、甲の規程に従うものとする。

乙の機関の構成員に係る相互利用は、「独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所図書館と国立大学法人一橋大学附属図書館の相互利用に関する覚書」(平成26年1月15日締結)に基づき行われるものとする。

# 3. 相互利用の内容

相互利用の内容は次のとおりとする。

- (1)館内閲覧:甲の機関の構成員が乙に来室し、所定の手続きを経て、乙の所蔵資料を閲覧することができる。
- (2) 個人貸出:甲の機関の構成員が乙に来室し、所定の手続きを経て、所蔵資料の館外貸出サービスを受けることができる。

### 4. 利用対象資料

利用対象資料は乙が所蔵する資料とし、その具体的な対象範囲の詳細は、乙の利用規定に従うものとする。

# 5. 実施要項

この覚書の運用にあたっては、別に実施要項を定める。

### 6. 協議事項

この覚書に定めるもののほか、必要な事項は甲乙協議の上決定するものとする。

#### 7. 有効期間

この覚書の有効期間は平成26年5月23日から平成27年3月31日までとし、満了となる日の2か月前までに甲乙いずれかからの解除・変更の申し出がない限り、更に1年間継続するものとし、その後も同様とする。

上記覚書締結の証として本覚書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保管する。

平成26年5月23日

# 甲 千葉県千葉市美浜区若葉 3 - 2 - 2 独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所図書館 図書館長 泉 沢 久美子

乙 東京都国立市中2-1 国立大学法人一橋大学経済研究所 所長

深尾京司